

参考資料

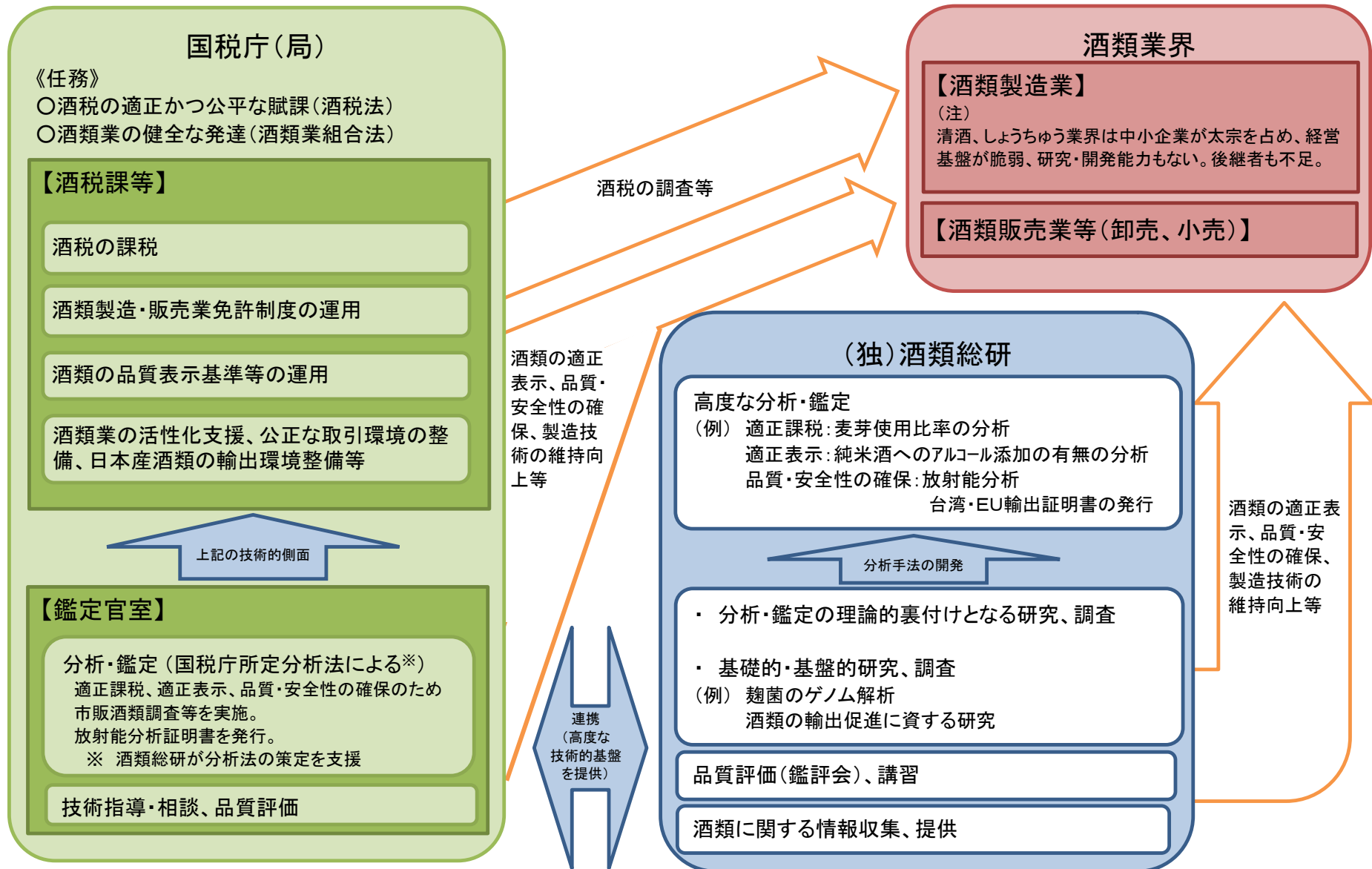
独立行政法人酒類総合研究所

(独)酒類総合研究所の概要

- (1) 設 立 平成 13 年 4 月 1 日 (明治 37 年に大蔵省醸造試験所として創設)
- (2) 主事務所 広島県東広島市
※「国の行政機関等の移転について」(昭和 63 年 7 月 19 日閣議決定)を受け平成 7 年に東京都北区から移転
- (3) 役職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
43 名
- (4) 目的
 - 酒税の適正かつ公平な賦課の実現
 - 酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高める
- (5) 主な業務
 - 酒類の課税判定や品質及び安全性確保のための分析・鑑定
 - 分析・鑑定の理論的な裏付けとなる研究・調査
 - 品質及び酒造技術の向上をサポートする品質評価・講習の開催
 - ★ 国税庁の任務のうち、高度に技術的な部分を分担
- (6) 業務の効率化等
 - 独法化により、業務の効率化が進むとともに、分析手法の開発等の業務の充実が可能となるなど、国税庁の行政運営に貢献

国税庁との密接な連携の下、効果的・効率的に業務を実施し、酒税の適正な賦課等に貢献

国税庁と(独)酒類総合研究所の関係



(独)酒類総研の事務は国税庁の課税事務等と密接不可分の事務であり、国税庁の任務の遂行に必要な組織

酒類の品目判定における（独）酒類総研の取組み事例

- 酒税法では、酒類を①発泡性酒類、②醸造酒類、③蒸留酒類、④混成酒類の4種類に分類し、基本税率を設定
- さらに、原料、製造方法等により、酒類を17品目に分類し、基本税率とは異なる税率を適用



発泡性酒類のうち、ビール系酒類の例

品目判定の概要

品目判定の概要		適用税率
ビール	麦芽、ホップ、水等を原料として発酵させたもの	【麦芽使用割合】 約67%以上 220,000 円/kℓ
発泡酒	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの	【麦芽使用割合】 50%以上 220,000 円/kℓ
		【麦芽使用割合】 25%以上 178,125 円/kℓ
		【麦芽使用割合】 25%未満 134,250 円/kℓ
リキュール	発泡酒（麦芽使用割合50%未満）に麦スピリッツを加えた一定のもの	80,000 円/kℓ
その他の醸造酒	糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物等を原料として発酵させた一定のもの（麦芽使用なし）	80,000 円/kℓ

（独）酒類総研の取組み

酒類総研が開発した、最終製品から麦芽の使用比率を判別する手法（次の①～④の組合せ）により、品目判定を実施

- ① 麦芽に特徴的な成分の判別
- ② 副原料に特徴的な成分の判別
- ③ 麦芽成分の検出
- ④ 新ジャンル（ビール・発泡酒以外）製品の使用原料に特徴的な成分の判別

分析結果を国税庁が行う税務調査に活用し、酒税の適正な賦課に貢献

清酒の適正表示における（独）酒類総研の取組み事例

- 酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、製法や品質の異なるさまざまなタイプの清酒が発売
- 国税庁では、吟醸酒等の特定名称を表示する場合等の基準として「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示）を制定
- 特定名称の表示等は、消費者の商品選択の大きなよりどころ（表示事項への消費者の関心の高まり）

清酒の特定名称の種類と基準の概要

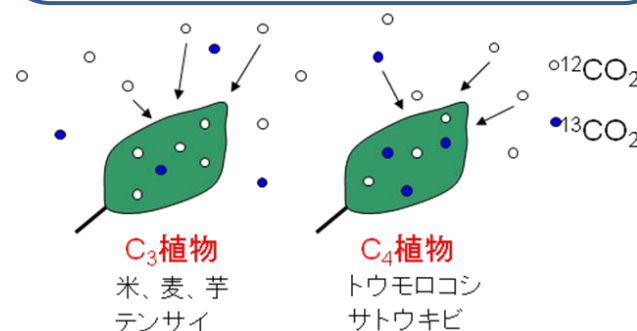
特定名称	使用原料
吟醸酒	米、米こうじ、 <u>醸造アルコール</u>
純米酒	米、米こうじ
本醸造酒	米、米こうじ、 <u>醸造アルコール</u>

※醸造アルコールの重量は、白米の重量の10%以下に制限

（独）酒類総研の取組み

酒類総研が開発した、最終製品から米以外の原料の使用の有無を判別する手法により、純米酒にアルコールが使用されていないかを分析

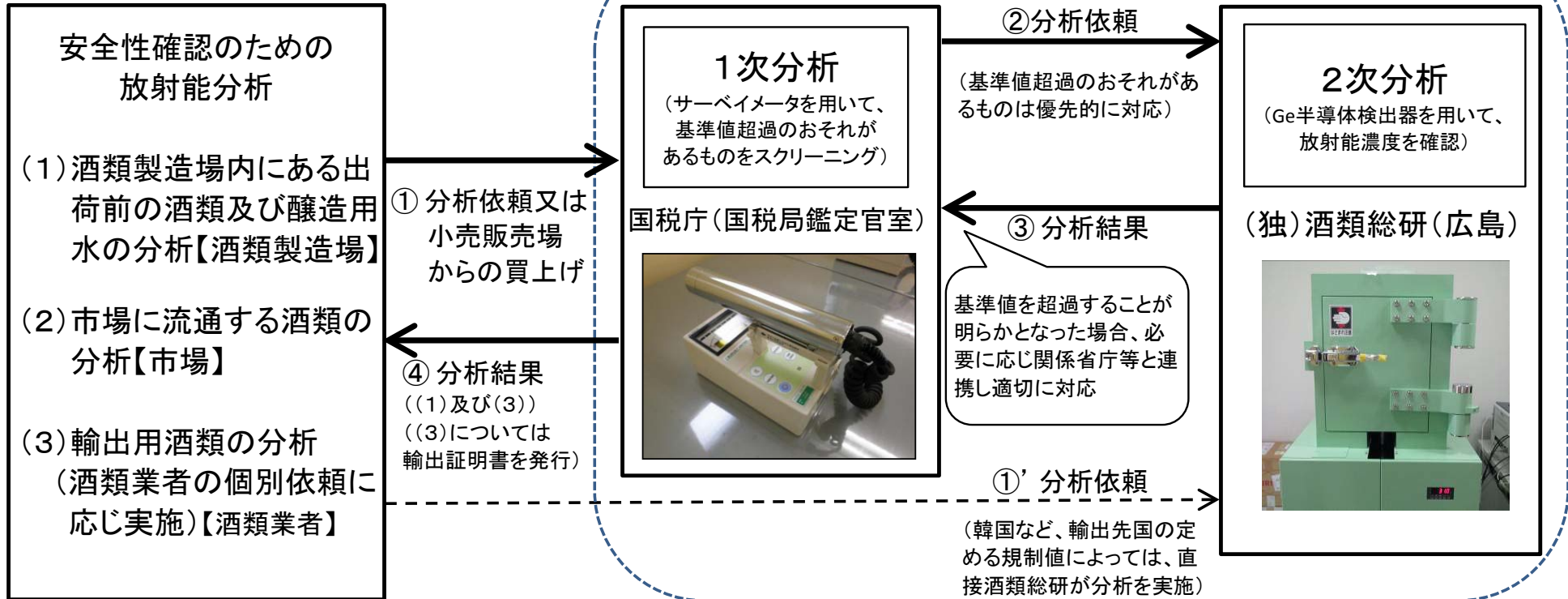
植物が取り込む二酸化炭素は2種類あり、その比率は植物によってグループ分けされる。清酒の原料である米と、醸造アルコールの主な原料であるサトウキビではグループが異なっており、分析により判別が可能である。



分析結果を国税庁が行う表示事項確認調査に活用し、適正表示の確保を通じて国民の安心に貢献

酒類に関する放射能分析等を通じた安全性の確保

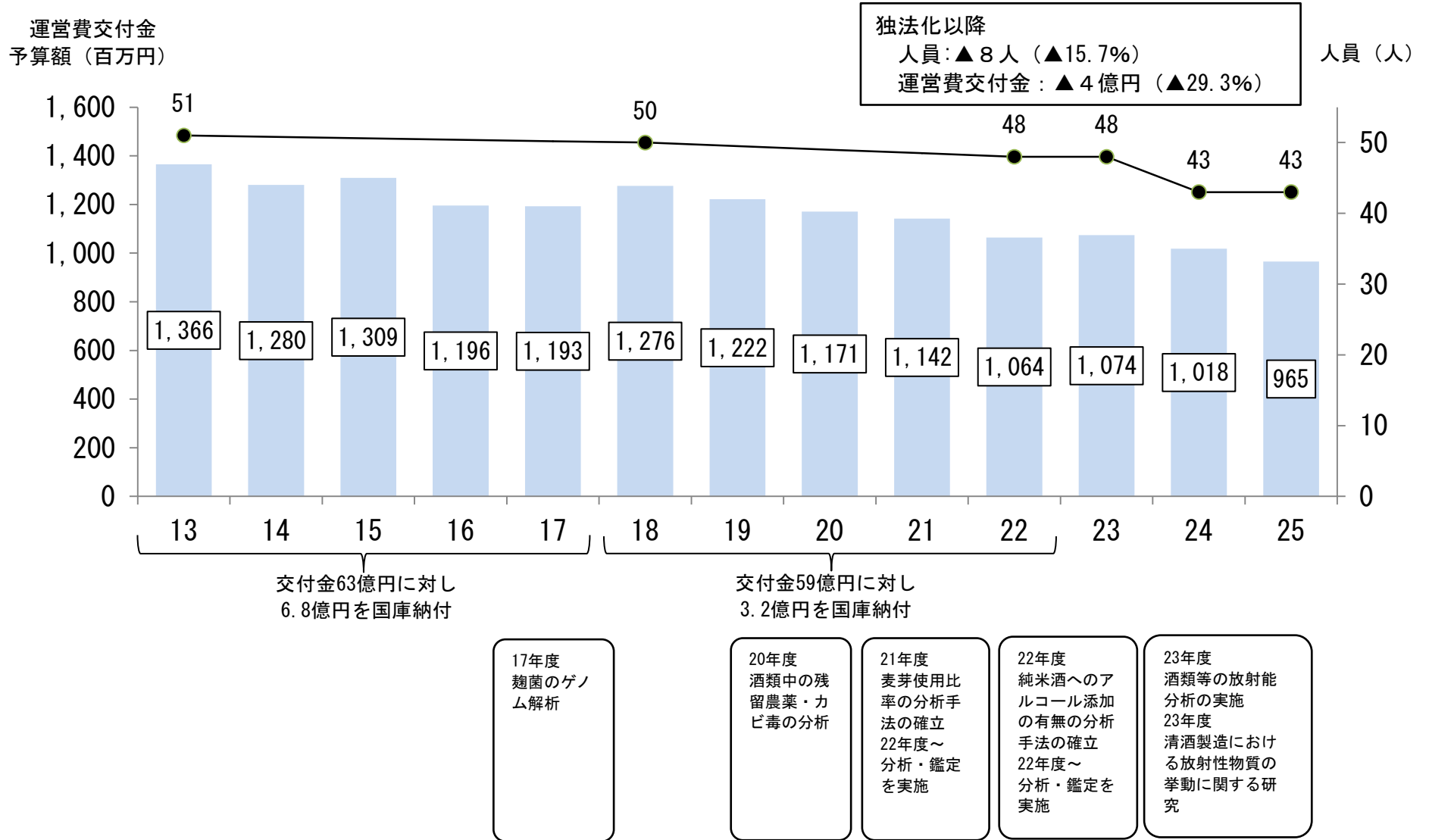
厚生労働省が定める方法に基づく分析の実施



※ 酒類約5,400点、醸造用水約900点を分析し、いずれも基準値以下であることを確認。(H25.6末時点。分析結果はすべて公表。)
上記分析結果と酒類総研で実施した清酒製造における放射性物質の挙動に関する研究結果を酒類の輸入規制を行っている国に提供し、規制の解除を要請。
→ EUにおいては他の物資に先駆けて輸入規制を解除。(H24.4清酒、しょうちゅう、ウイスキー H24.10全品目)

国民の安全・安心、風評被害の抑止及び輸出環境整備に貢献

独立行政法人化による業務の効率化と成果



（件）

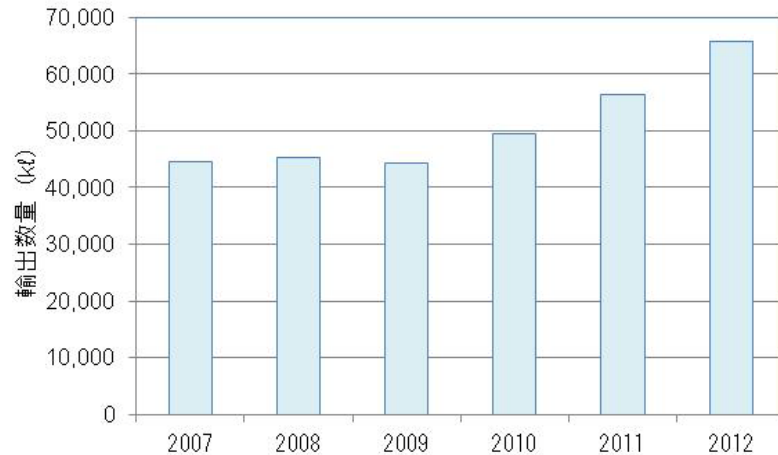
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
共同研究実績	17	20	22	24	29	25	29	28	34	34	32	38
論文実績	18	16	18	35	44	42	29	30	27	28	37	※ 18

※ 平成24年度は、酒類等の放射能分析の実施を優先しており、論文の実績件数が少なくなっている。

(独) 酒類総研が輸出環境整備に果たす役割

- 国税庁では、酒類業の健全な発達のため、政府の方針の下、日本産酒類の輸出環境整備に取り組んでいる。
- 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においては、伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるため、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって日本産酒類の輸出促進のための取組を強化することとしている。

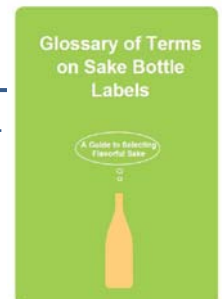
酒類の輸出数量の推移



(独) 酒類総研の役割

- 酒類の安全性確保のための分析
 - ⇒ 主要な輸出先国が輸入規制を継続していることから、引き続き、放射能分析を実施
 - ⇒ EU向けワイン、台湾向け酒類の安全性確認のための認定分析機関として分析、輸出証明書発行業務を実施
- 酒類の輸出促進に資する研究
 - ⇒ 日本酒の長期保存、長期輸送にも対応できる品質保持の研究
- 情報発信、提供
 - ⇒ 日本産酒類の安全性、品質について研究を含めてホームページで公開し、海外へも情報発信
 - ⇒ 「日本酒ラベルの用語事典」の冊子を作成するとともに、ホームページで公開

日本産酒類の輸出の促進を通じて、わが国の経済の成長に貢献



財務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十五号）

第二章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 財務省の設置

（所掌事務）

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～十六 （省略）
- 十七 内国税の賦課及び徴収に関すること。
- 十八 税理士に関すること。
- 十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。
- 二十一～六十七 （省略）

第四章 国税庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第二款 任務及び所掌事務

（任務）

第十九条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十二号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税理士制度の運営に関すること。
- 二 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 三 政令で定める文教研修施設において、国税庁の所掌事務に関する研修を行うこと。

独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年十二月二十二日法律第百六十四号）

第一章 総則

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。

第二章 業務等

（業務の範囲）

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。
- 二 酒類の品質に関する評価を行うこと。
- 三 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。
- 五 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 六 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。